

## 《参考資料》

1. 主要施設の概要及び一覧
  - (1) 商業施設（大規模小売店舗一覧）
  - (2) 医療施設
  - (3) 福祉施設
  - (4) 保育施設
  - (5) 教育施設（学区）
  - (6) 公共施設
2. 災害（ハザードマップ）
3. 事前届出
4. 居住誘導区域図
5. 都市機能誘導区域図

## 《参考資料》

1. 主要施設の概要及び一覧	参考	1
(1) 商業施設（大規模小売店舗一覧）	参考	1
(2) 医療施設	参考	2
(3) 福祉施設	参考	3
(4) 保育施設	参考	6
(5) 教育施設（学区）	参考	10
(6) 公共施設	参考	16
2. 災害（ハザードマップ）	参考	20
3. 事前届出	参考	26
4. 居住誘導区域図	参考	35
5. 都市機能誘導区域図	参考	41

## 《 参 考 資 料 》

### 1. 主要施設の概要及び一覧

#### (1) 商業施設（大規模小売店舗一覧）

##### 《大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗》

大型店小売舗は、大規模小売店舗立地法第2条及び第3条、大規模小売店舗立地法施行令第2条に規定する物販店舗を対象とする。

##### 《花巻市における大規模小売店舗（店舗面積 1,000 ㎡以上）》

	届出日	名 称	店舗面積 (㎡)	設置者・小売業者
花巻 中心 地区	平成 26.9.16	花巻南新田タウン (花巻キラキラモール)	11,777	《設置者》(株)カミヤマ 《小売業者》(株)サンデー、いわて生活協同組合、 (株)ヤマダ電機ほか4社
	平成 19.3.16	カワチ薬品花巻店	2,400	《設置者》(株)カワチ薬品 《小売業者》(株)カワチ薬品
	平成 16.2.2	W I N G 3 0 1	2,165	《設置者》(株)北洲 《小売業者》ゼビオ(株)、(株)薬王堂
	平成 15.8.21	花巻中央複合店舗	1,400	《設置者》(株)岩手観光タクシー 《小売業者》(株)マルカン、(株)ツルハ
	平成 15.8.7	イトーヨーカドー花巻店	11,326	《設置者》(株)イトーヨーカ堂 《小売業者》(株)イトーヨーカ堂、(株)道奥、(株)オバラ、 (株)田口写真機店、(株)赤沼商店、愛木寛治、 (株)パレモ、(株)キング、(株)すすのき、 (株)メリーアン、(株)新星堂、(株)パティズ、 (株)モードイトウ、(株)ハニーズ、(株)おくやま、 (株)ブルーグラス、(株)タカキュー、 (有)盛田カバン専門店、(株)宮澤商店
	平成 15.7.14	ベルプラス松園店	1,150	《設置者》(株)ベルプラス 《小売業者》(株)ベルプラス
	平成 14.7.9	ベルプラス桜木店	1,516	《設置者》(株)花北開発 《小売業者》(株)ベルプラス、(有)小田島薬局、 木村杼利子
	平成 14.5.17	マルカン桜台店	6,182	《設置者》(株)マルカン 《小売業者》(株)マルカン
	平成 14.3.11	X Y Z 花巻	9,144	《設置者》(株)小友木材店 《小売業者》(株)デンコードー、DCM ホーマック(株)、 (株)ベルプラス、青山商事(株)、(株)チヨダ、 (株)ホットマン、(株)マックスガイ
	昭和.49.3	マルカン百貨店	4,672	《設置者》(株)マルカン 《小売業者》(株)マルカン
花巻 南 地区	平成 21.7.9	フレッシュたもり花巻店 (ビフレ花巻店に入替)	3,320	《設置者》(株)たもり 《小売業者》(有)中央市場、(有)シンド、(株)セリア、 東都クリエイイト(株)
	平成 19.9.28	na・te・mo 不動ショッピングセンター	3,845	《設置者》(株)グリーン・ライフ 《小売業者》(株)キクコウストア、(株)薬王堂、 (株)しまむら
	平成 18.4.12	サンデー花巻店	2,900	《設置者》(株)サンデー 《小売業者》(株)サンデー

資料：岩手県HP、大規模小売店舗一覧

## (2) 医療施設

### 《医療法に基づく医療施設》

施設名称		定義概要(簡易)
病院	病院 (法第1条の5)	・ 一般病院、精神・産科などの専門病院 病床数 20 床以上
	地域医療支援病院 (法第4条の1)	病診連携で地域の中核医療を担う病院 ①原則として外来紹介率 80%以上で、地域医療を提供できる能力があり、院外医師の施設利用や研修のための施設・体制が整備させている ②原則として病床数 200 床以上 ③集中治療室・病理等の検査施設・病理解剖室・研究室・図書室・診療記録室等を有する
	特定機能病院 (法第4条の2)	高度先端医療と医療教育を担当する大病院 ①診療科名が次のうち 10 以上を有する施設 内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科、麻酔科等 ②病床数 400 以上 ③無菌病室・医薬品情報管理室・集中治療室を有する
診療所等	有床診療所 (法第1条の5)	病床を持つクリニック、歯科等 (病床数 19 床以下)
	無床診療所 (法第1条の5)	病床を持たないクリニック、歯科等
	助産所 (法第2条)	いわゆる産院 (9人以下の入所施設を有することができる)
介護老人保健施設 (法第1条の6)		病状が安定期であり、入院治療を必要としないが、看護、介護、リハビリなどを必要とする 65 歳以上の初老期認知症を含む要介護老人で、日常生活の世話や医学的管理下における介護や機能訓練を行い、家庭復帰を促進することを目的としている。

資料：建築基準法、医療法、老人保健法、介護保険法

### (3) 福祉施設

#### 《建築基準法に基づく福祉施設》

##### ①老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの

建築基準法 別表第2 (い) 項第6号に規定する「老人ホームに類するもの」については、居住のための施設としての継続的入所施設、近隣住民に必要不可欠な通園施設であるものとして、下記に掲げるもの等に該当する。

#### 《老人福祉法に規定する施設》

- 老人デイサービスセンター
- 老人短期入所施設
- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 有料老人ホーム
- 認知症高齢者グループホーム

#### 《生活保護法に規定する施設》

- 救護施設
- 更正施設
- 宿所提供施設

#### 《身体障害者福祉法に規定する施設》

- 身体障害者更正施設
- 身体障害者療護寮
- 身体障害者福祉ホーム

#### 《知的障害者福祉法に規定する施設》

- 知的障害者更正施設
- 知的障害者療護寮
- 知的障害者福祉ホーム

#### 《売春防止法に規定する施設》

- 婦人保護施設

#### 《精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する施設》

- 精神障害者生活訓練施設
- 精神障害者福祉ホーム

#### 《更正保護事業法に規定する施設》

- 更正保護事業に係る施設

#### 《介護保険法に規定する施設》

- 痴呆対応型共同生活介護に係る施設
- 特定施設入所者生活介護に係る施設
- 介護老人福祉施設

※「児童家庭支援センター」については、児童福祉施設に附属も可能とする。  
資料：建築基準法、福祉関連法

②老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの

建築基準法 別表第2 (は) 項第4号に規定する「老人福祉センターに類するもの」については、騒音の発生等により近隣の居住環境を害するおそれがない集会、通園施設であるものとして、下記に掲げるもの等に該当する。

建築基準法による各種法令規定の福祉施設 《老人福祉法に規定する施設》 ○老人福祉センター 《身体障害者福祉法に規定する施設》 ○身体障害者センター      ○補装具製作福祉センター      ○視聴覚障害者情報提供施設
--

資料：建築基準法、福祉関連法

③利用形態による判断が必要な福祉施設

老人福祉法に規定する「老人介護支援センター」及び介護保険法に規定する「居宅介護支援に係る施設」については、事務所的な性格である場合もあるため、利用形態により判断すること。

また、同法に規定する有料老人ホームにおいては、施設の実態（介護付き、住宅型、健康型等）により判断させるため、場合によっては「共同住宅」として分類させることもある。

各法律に規定する「授産施設」については、訓練及び職業の内容によって居住環境を害するおそれのない施設かどうか判断すること。

《参 考》

- ・介護保険法に規定する「介護老人保健施設」については、建築基準法上入所定員が19名以下の場合には「診療所」として、入所定員が20名以上の場合には「病院」として扱われる旨の規定が設けられている。
- ・また、同法に規定する「介護療養型医療施設」は、入所定員が19名以下の場合には、「診療所」として、入所定員が20名以上の場合には「病院」となっている。

《利用形態別老人福祉施設》

通所利用型	○老人福祉センター      ○老人休養ホーム      ○老人憩いの家 ○老人デイサービスセンター      ○在宅介護支援センター ○特別養護老人ホーム（デイサービス） ○介護老人保健施設（通所リハ）
通所利用・入所利用型	○特別養護老人ホーム（+ショートステイ） ○介護老人保健施設（+ショートステイ）
通所利用・在宅訪問型	○老人デイサービスセンター（訪問入浴等）
入所利用型	○養護老人ホーム      ○軽費老人ホーム ○ケアハウス      ○有料老人ホーム
在宅訪問型	○在宅介護支援センター      ○訪問介護ステーション

資料：建築基準法、福祉関連法

※（ ）は施設ではなく居住サービスを示す通称

## 《老人福祉法に規定する福祉施設の定義概要》

施設名称	定義概要（簡易）
老人デイサービスセンター （法第 20 条の 2 の 2）	65 歳以上の者で、身体上または精神上障害があるため、日常生活を営むことに支障がある者を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する施設
老人短期入所施設 （法第 20 条の 3）	65 歳以上の者で、居宅での介護が一時的に困難になった者を短期入居させ、養護する施設
養護老人ホーム （法第 20 条の 4）	65 歳以上の者で、身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的理由で居宅での養護が困難になった者を入所させ、養護する施設
特別養護老人ホーム 介護老人福祉施設 （法第 20 条の 5）	65 歳以上の者で、身体上もしくは精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅で常時介護が困難な者を入所させ、養護する施設
軽費老人ホーム （法第 20 条の 6）	無料または低料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設
	A 型： 60 歳以上で一定の収入、資産があり、身寄りのない者、家庭の事情で家族同居が困難な者
	B 型： 60 歳以上で家庭環境、住宅環境等の居宅生活が困難な者であるとともに、自炊を原則とし、自炊ができる程度の健康状態にある者
C 型： 原則 60 歳以上で自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、または高齢等により独立生活が不安な者で、家族による援助が困難な者	
認知症高齢者 グループホーム （法第 5 条の 2）	65 歳以上の認知症高齢者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、認知症の進行を緩やかにし、問題行動を減少させ、精神的に安定して健康で明るい生活を送れるように支援し、認知症高齢者の福祉の増進を図ることを目的とした施設であり、定員 5～9 名以下とされる
有料老人ホーム （法第 29 条）	常時 10 人以上の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与する施設で、老人福祉施設でないもの
老人福祉センター （法第 20 条の 7）	無料または低料金で、老人に関する各種相談に応じるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設
老人介護支援センター （法第 20 条の 7 の 2）	居宅での介護に関する情報の提供並びに相談及び指導、市町村、老人福祉施設、医療施設等との連絡調整その他を総合的に行う施設

資料：建築基準法、老人福祉法

## (4) 保育施設

### 1) 施設分類

#### 《建築基準法に基づく保育施設》

##### ①老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの

建築基準法 別表第2 (い) 項第6号に規定する「老人ホームに類するもの」については、居住のための施設としての継続的入所施設、近隣住民に必要不可欠な通園施設であるものとして、下記に掲げるもの等に該当する。

#### 建築基準法による各種法令規定の保育施設

##### 《児童福祉法に規定する施設》

- |             |              |           |
|-------------|--------------|-----------|
| ○保育所        | ○助産施設        | ○乳児院      |
| ○母子生活支援施設   | ○児童養護施設      | ○知的障害児施設  |
| ○知的障害児通園施設  | ○盲ろうあ児施設     | ○肢体不自由児施設 |
| ○重症心身障害児施設  | ○情緒障害児短期治療施設 | ○児童自立支援施設 |
| ○児童家庭支援センター |              |           |

資料：建築基準法

##### ②老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの

- ・建築基準法 別表第2 (は) 項第4号に規定する「老人福祉センターに類するもの」については、騒音の発生等により近隣の居住環境を害するおそれがない集会、通園施設であるものとして、下記に掲げるもの等に該当する。

#### 建築基準法による各種法令規定の保育施設

##### 《児童福祉法に規定する施設》

- 児童厚生施設

資料：建築基準法

#### 《児童福祉法に基づく児童福祉施設の定義概要》

施設名称	定義概要(簡易)
助産施設 (法第36条)	健康上必要があるにもかかわらず、経済的利用により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、助産を受けさせることを目的とした施設
乳児院 (法第37条)	乳児(保健上安定した生活環境確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児も含む)を入院させ、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
母子生活支援施設 (法第38条)	配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監視すべき児童を入所させ、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立促進のための生活を支援することを目的とする施設

施設名称	定義概要（簡易）
保育所 （法第 39 条）	日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児または幼児を保育することを目的とする施設
幼保連携型認定こども園 （法第 39 条の 2）	満 3 歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要とする乳児、幼児の保育を一体的に行い、その心身の発達を助長することを目的とする施設
児童厚生施設 （法第 40 条）	児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、また情操をゆたかにすることを目的とする施設
児童養護施設 （法第 41 条）	保護者のいない児童（乳児は除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児も含む）、虐待されている児童その他環境上養護が必要な児童を入所させ、養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の援助を行うことを目的とする施設
障害児入所施設 （法第 42 条）	障害のある児童を入所させ、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を目的とする施設
児童発達支援センター （法第 43 条）	障害のある児童を保護者の下から通わせて、日常生活における基本動作の指導、独立自活に必要な知識、技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を目的とする施設
情緒障害児短期治療施設 （法第 43 条の 2）	軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させ、又は保護者の下から通園させ、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設
児童自立支援施設 （法第 44 条）	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通園させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援しあわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
児童家庭支援センター （法第 44 条の 2）	地域児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、同法第 26 条第 1、2 項及び方法第 27 条第 1、2 項の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令に定める援助を総合的に行うことを目的とする施設

資料：建築基準法、児童福祉法

## 2) 保育園及び幼稚園の定員数

### 《保育園定員数》

	名 称	平成 26 園児数	定 員 数
花巻中心地区	花巻太陽の子保育園	133	110
	若葉保育園	100	90
	花巻保育園	74	75
	日居城野保育園	71	60
	第二若葉保育園	67	60
	松園保育園	72	60
花巻南地区	南城保育園	66	60
	めぐみ保育園	68	60
	ぴっころ保育園	74	60
空港地区	宮野目保育園	83	90
	二枚橋保育園	73	60
石鳥谷地区	八幡保育園	63	60
	八重畑保育園	59	60
	新堀保育園	70	75
	石鳥谷保育園	80	90
	石鳥谷善隣館保育園	90	120
大迫地区	亀ヶ森保育園	11	30
	内川目保育園	13	45
	大迫保育園	63	90
東和地区	小山田保育園	15	45
	浮田保育園	41	45
	上瀬保育園	28	60
	成島保育園	51	60
	土沢保育園	83	80
地 区 外	西公園保育園	92	90
	湯口保育園	47	60
	島保育園	67	60
	睦保育園	70	60
	たかき保育園中心園	65	60
	おひさま保育園	73	60
	矢沢保育園	49	50
	湯本保育園	44	45
	笹間保育園	39	45
	太田保育園	33	45

資料：花巻市統計書

《保育園定員数》

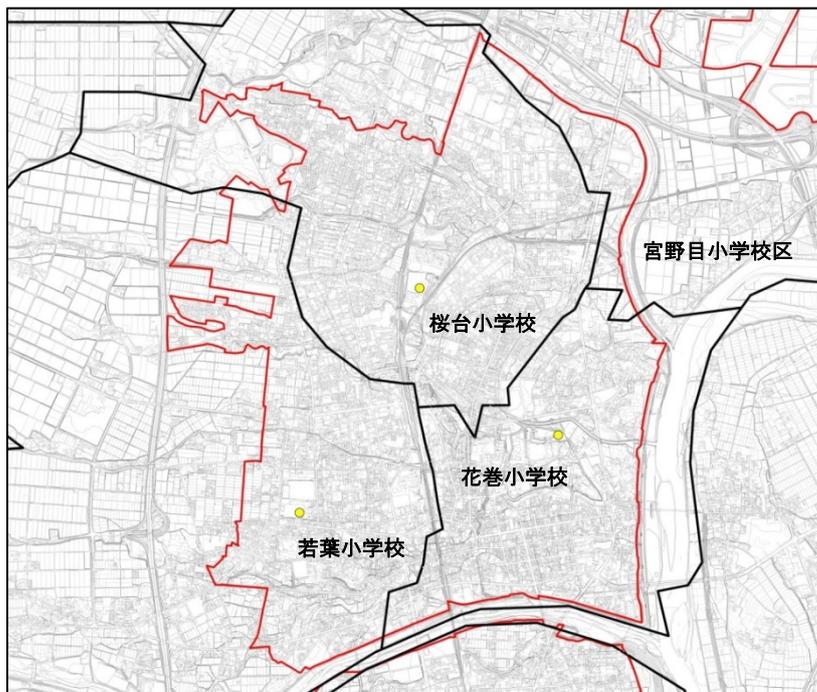
	名 称	平成 26 園児数	定 員 数
花巻中心地区	大谷幼稚園	214	320
	花巻みなみ幼稚園	91	180
	花巻幼稚園	98	140
	たかき保育園分園	65	60
地 区 外	ゆもと幼稚園	49	200
	花巻たかき幼稚園	73	200
	中央みのり幼稚園	84	180
	湯口大谷幼稚園	50	160
	花巻ささま幼稚園	75	105
	土沢幼稚園	29	60

資料：花巻市統計書、花巻市立幼稚園管理運営規則、一般社団法人岩手県私立幼稚園連合会HP

## (5) 教育施設（学区）

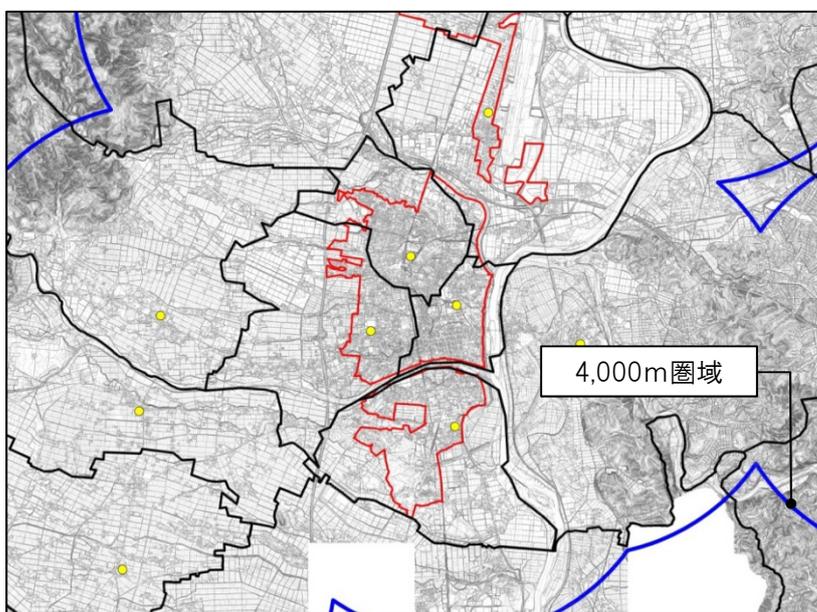
「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行例第4条第1項第2号」に基づき、小学校の配置を4km圏域で設定し、地区内の小学校及び地区が含まれる学区を整理します。

### 《花巻中心地区》



地区の小学校区は4校であり、地区内には「小学校」が3校立地しています。

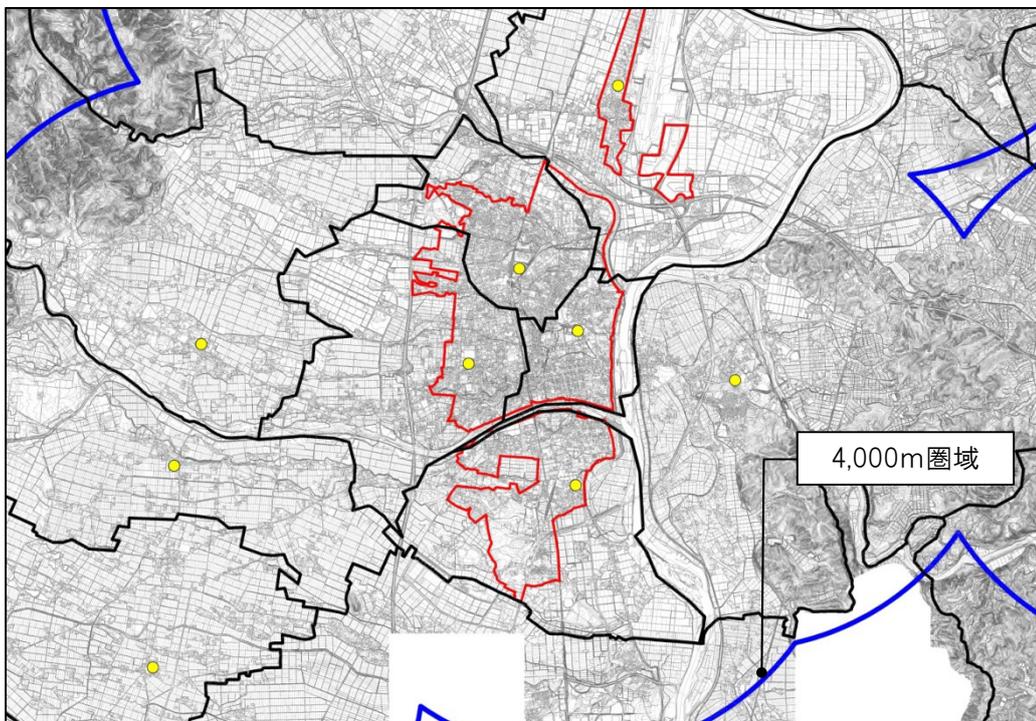
また、平成47年における学区内児童数では、4校とも約30%から40%前後の減少となっています。



	小学校圏域 (4,000m)	学区別人口				児童数	学区内児童数（年少）		
		H27	H47	H27（年少）	H47（年少）		H27 児童数割合	H47 児童数	減少率
花巻小学校	圏域内	5,627	4,200	568	389	308	54.2%	211	-31.5%
	圏域外	0	0	0	0				
若葉小学校	圏域内	11,058	9,057	1,415	868	660	46.6%	405	-38.7%
	圏域外	0	0	0	0				
桜台小学校	圏域内	12,393	10,611	1,649	1,061	678	41.1%	436	-35.7%
	圏域外	0	0	0	0				
宮野目小学校区	圏域内	7,240	5,850	946	547	397	42.0%	230	-42.2%
	圏域外	0	0	0	0				

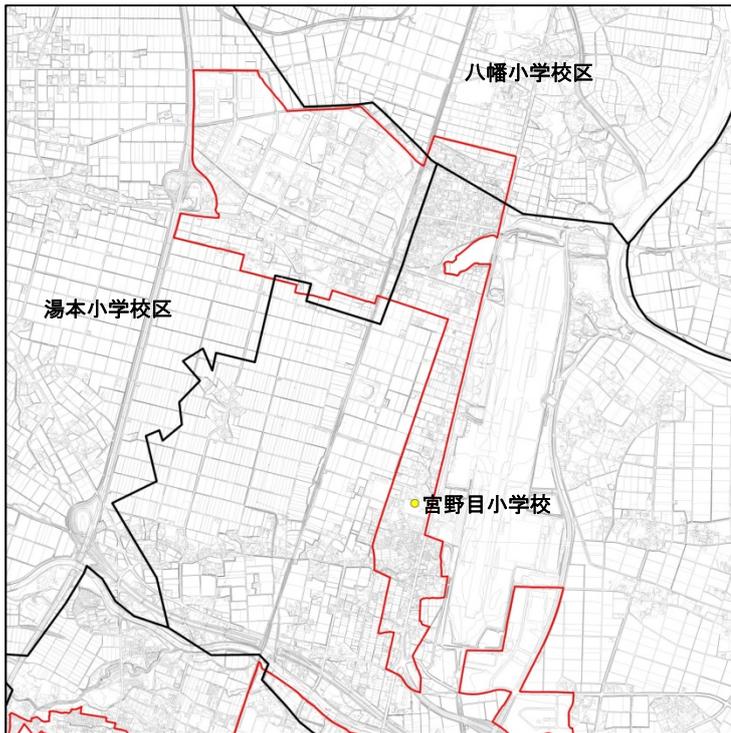
## 《花巻南地区》

地区内の小学校区は1校であり、地区内全体を網羅しており、平成47年における学区内児童数では、約30%減少する見込みとなっています。

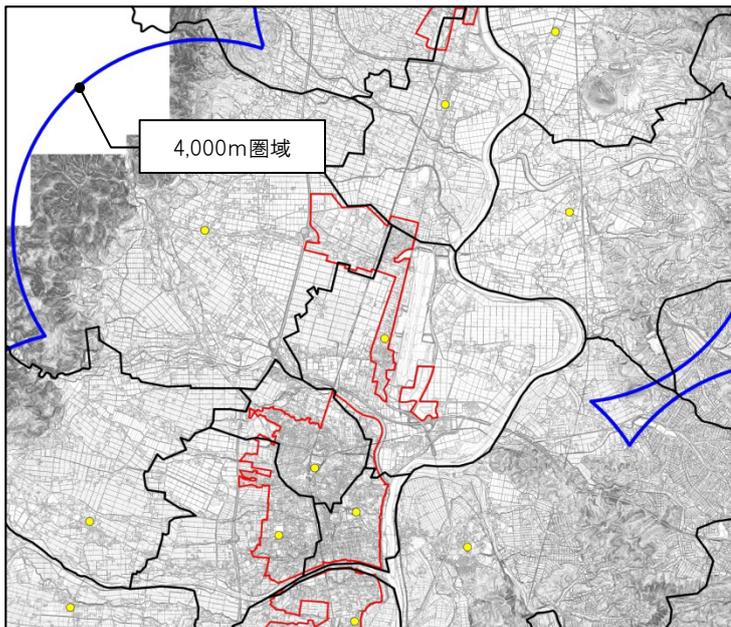


	小学校圏域 (4,000m)	学区別人口				児童数	学区内児童数(年少)		
		H27	H47	H27(年少)	H47(年少)		H27 児童数割合	H47 児童数	減少率
南城小学校	圏域内	8,815	7,526	1,142	756	446	39.1%	295	-33.8%
	圏域外	0	0	0	0				

## 《空港拠点》

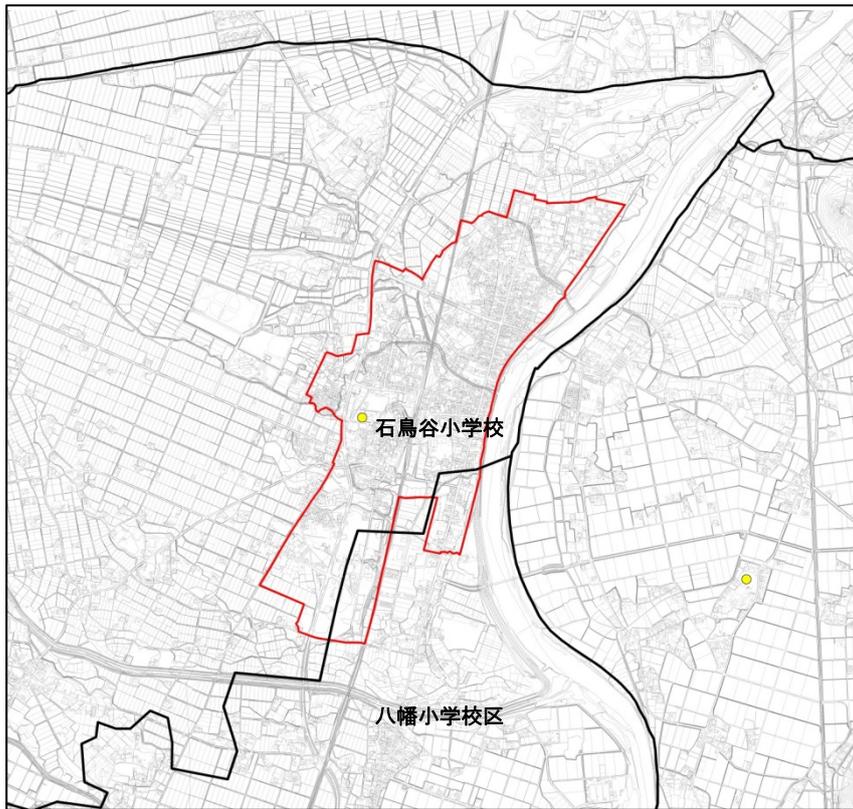


地区内の小学校区は3校であり、ほとんどが宮野目小学校区に属しているものの、地区北側の一部が湯本小学校区となっており、平成47年における学区内児童数では、約50%から60%減少する見込みとなっています。

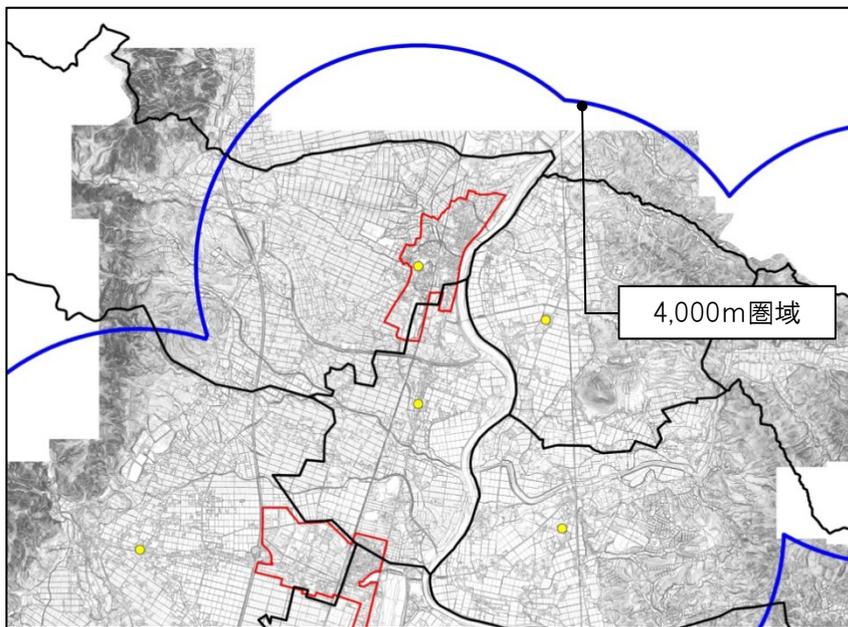


	小学校圏域 (4,000m)	学区別人口				児童数	学区内児童数(年少)		
		H27	H47	H27(年少)	H47(年少)		H27 児童数割合	H47 児童数	減少率
宮野目小学校	圏域内	7,240	5,850	946	547	397	42.0%	167	-58.0%
	圏域外	0	0	0	0				
湯本小学校区	圏域内	6,090	4,624	615	392	264	42.8%	113	-57.2%
	圏域外	12	9	1	1				
八幡小学校区	圏域内	2,587	2,046	318	206	146	45.9%	67	-54.1%
	圏域外	0	0	0	0				

## 《石鳥谷拠点》



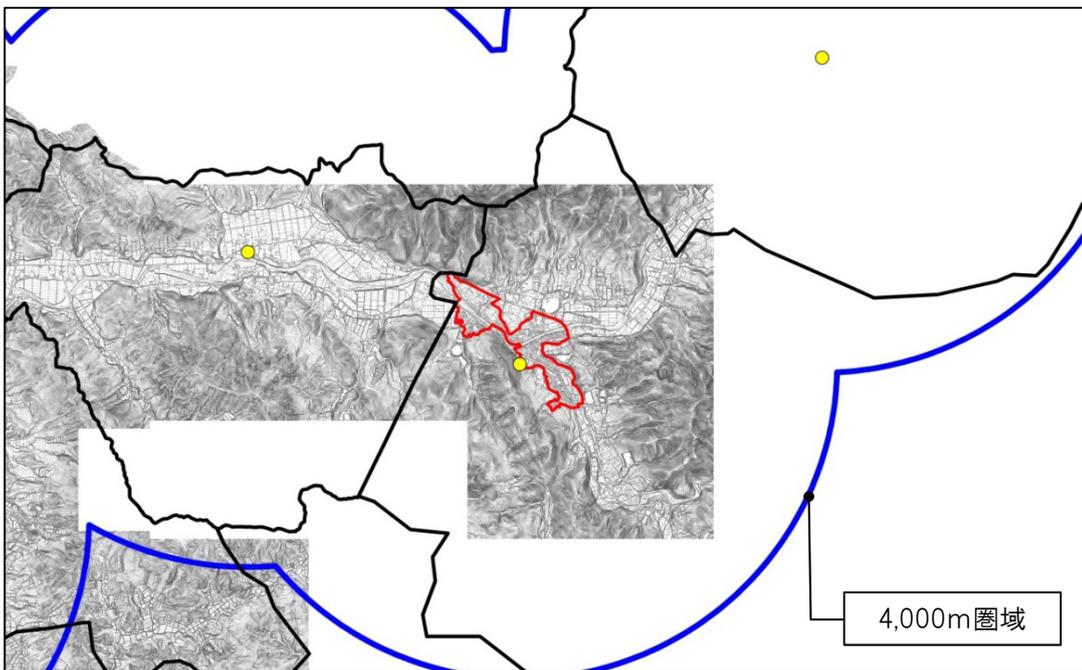
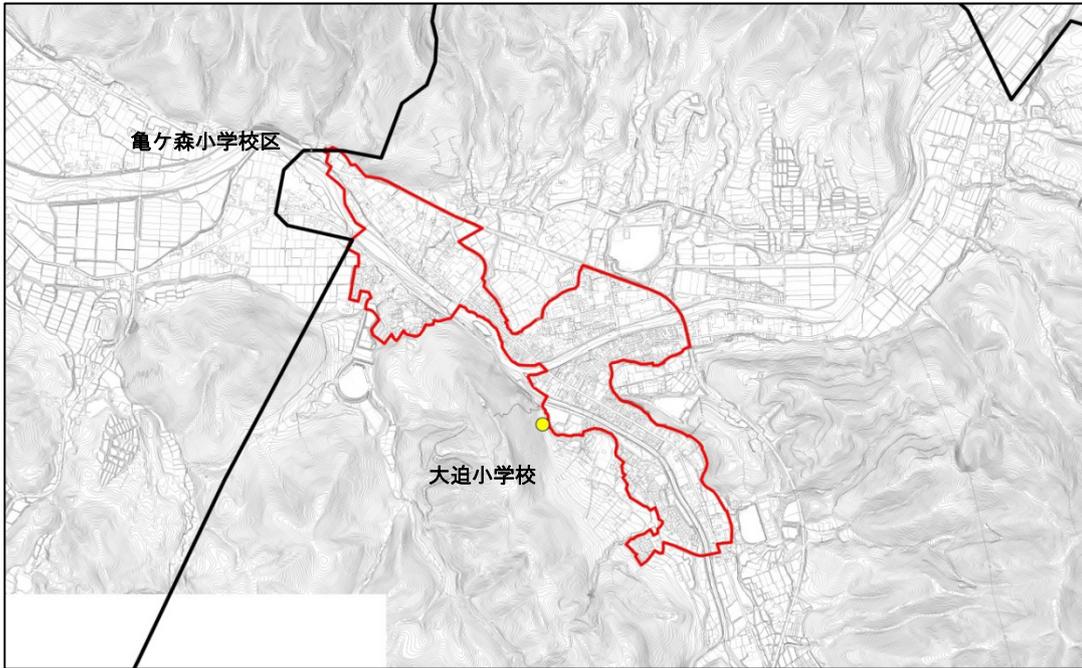
本地区の小学校区は2校であり、平成47年における学区内児童数では、約50%から60%減少する見込みとなっています。



	小学校圏域 (4,000m)	学区別人口				児童数	学区内児童数(年少)		
		H27	H47	H27(年少)	H47(年少)		H27 児童数割合	H47 児童数	減少率
石鳥谷小学校	圏域内	6,932	5,328	738	524	329	43.8%	144	-56.2%
	圏域外	168	117	13	11				
八幡小学校区	圏域内	2,587	2,046	318	206	146	45.9%	67	-54.1%
	圏域外	0	0	0	0				

### 《大迫拠点》

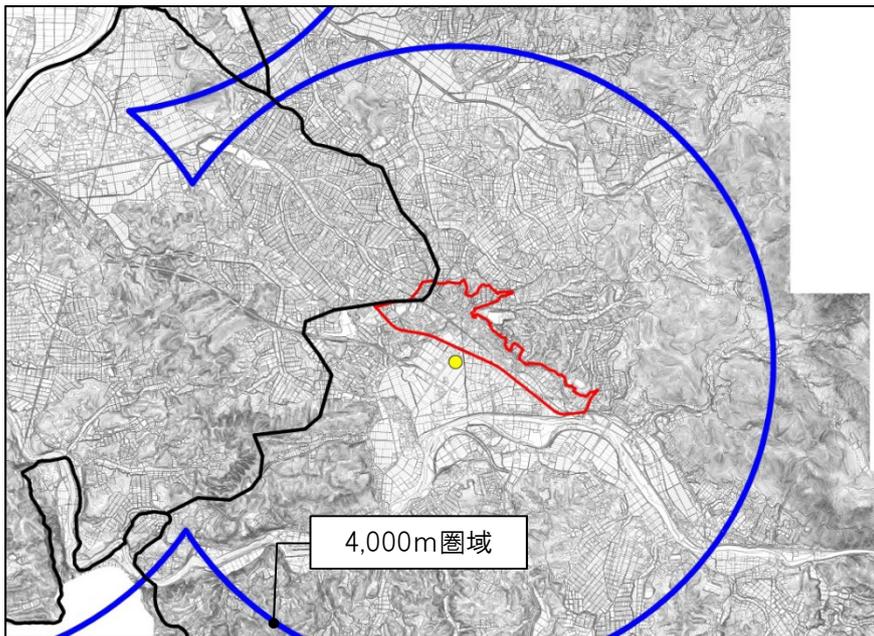
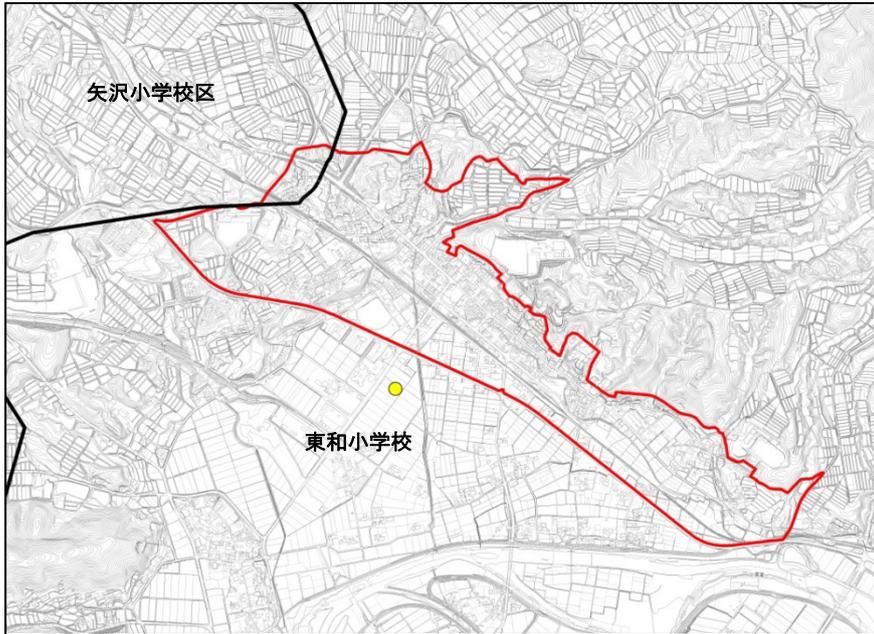
地区内の小学校区は大迫小学校の1校となっており、地区外に立地しています。  
 また、平成47年における学区内児童数では、約50%から60%減少する見込みとなっています。



	小学校圏域 (4,000m)	学区別人口				児童数	学区内児童数(年少)		
		H27	H47	H27(年少)	H47(年少)		H27 児童数割合	H47 児童数	減少率
大迫小学校	圏域内	2,908	1,931	236	161	119	45.8%	55	-54.2%
	圏域外	248	180	24	17				
亀ヶ森小学校区	圏域内	1,106	768	93	68	37	39.9%	15	-60.1%
	圏域外	0	0	0	0				

### 《東和拠点》

地区外ではあるものの小学校区である東和小学校が1校立地しており、平成47年における学区内児童数では、約50%減少する見込みとなっています。



	小学校圏域 (4,000m)	学区別人口				児童数	学区内児童数(年少)		
		H27	H47	H27(年少)	H47(年少)		H27児童数割合	H47児童数	減少率
東和小学校	圏域内	5597	4060	605	367	431	48.3%	208	-51.7%
	圏域外	2905	2031	287	174				
矢沢小学校区	圏域内	7,465	5,764	887	546	435	48.5%	211	-51.5%
	圏域外	95	70	10	7				

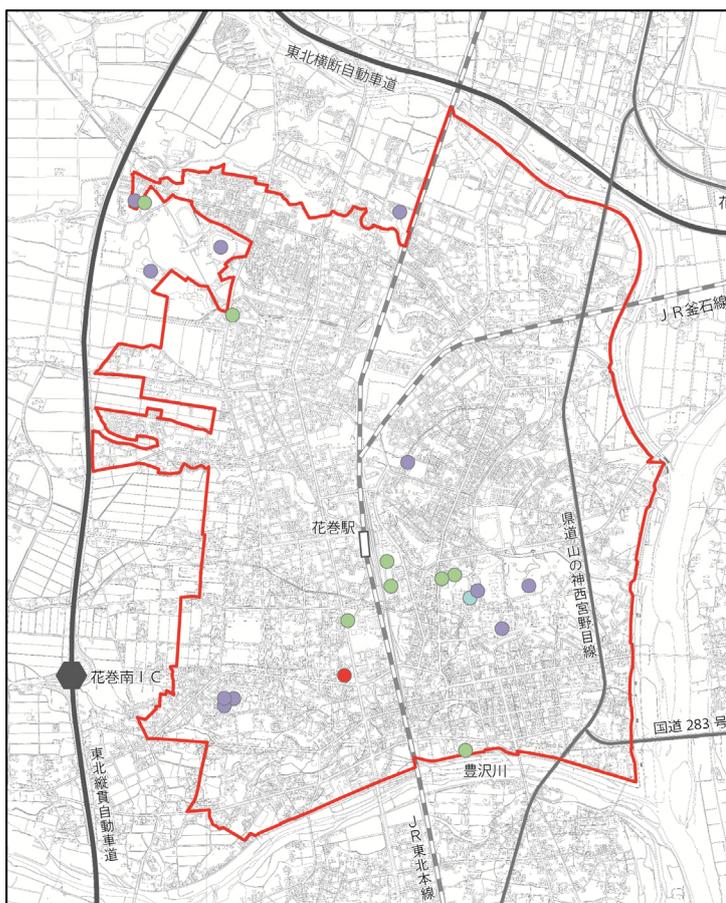
## (6) 公共施設

### 1) 抽出条件

抽出条件	・各地区内に立地する公共施設について、その施設の性質によって「市役所・総合支所」、「消防署」、「振興センター・文化施設・スポーツ施設」、「その他の公共施設」を分類する。
参考資料	花巻市統計書、花巻市HP

### 2) 地区別の立地状況

#### 《花巻中心地区》

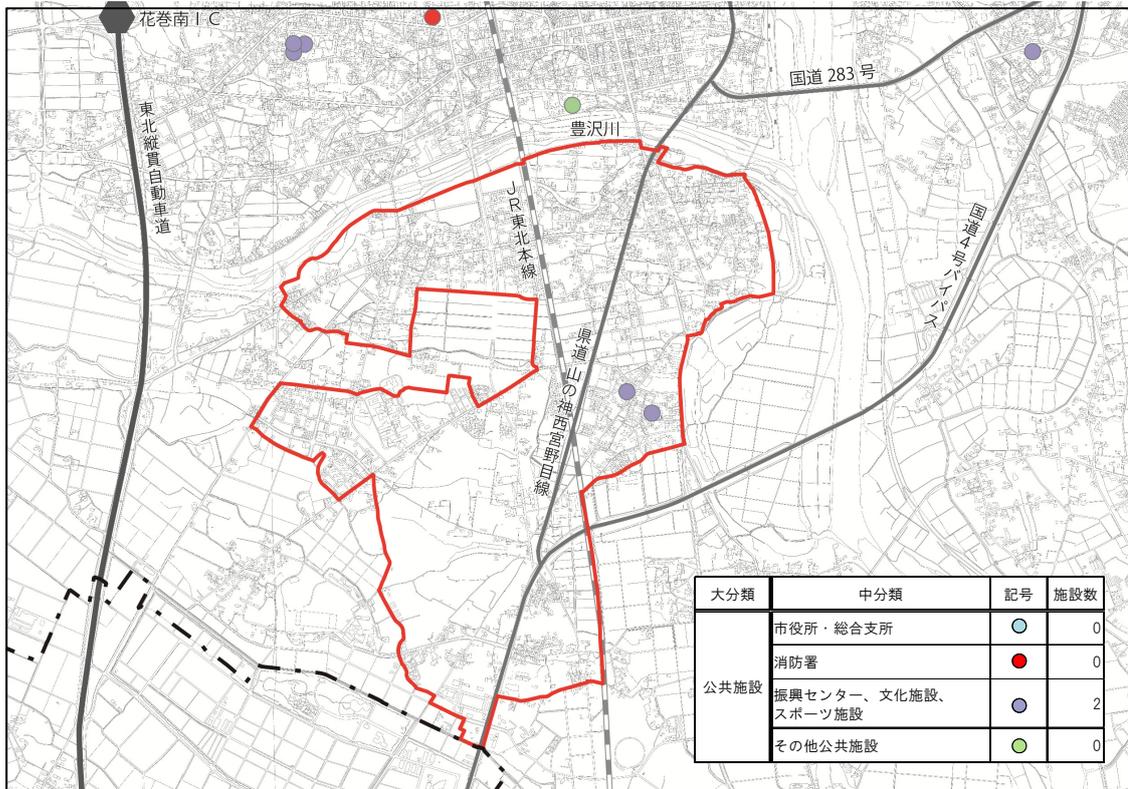


花巻駅を中心に公共施設が集中しており、地区外ではあるものの、地区外北西側に公共施設が一部点在しています。

大分類	中分類	記号	施設数
公共施設	市役所・総合支所	○	1
	消防署	●	1
	振興センター、文化施設、スポーツ施設	●	8
	その他公共施設	●	7

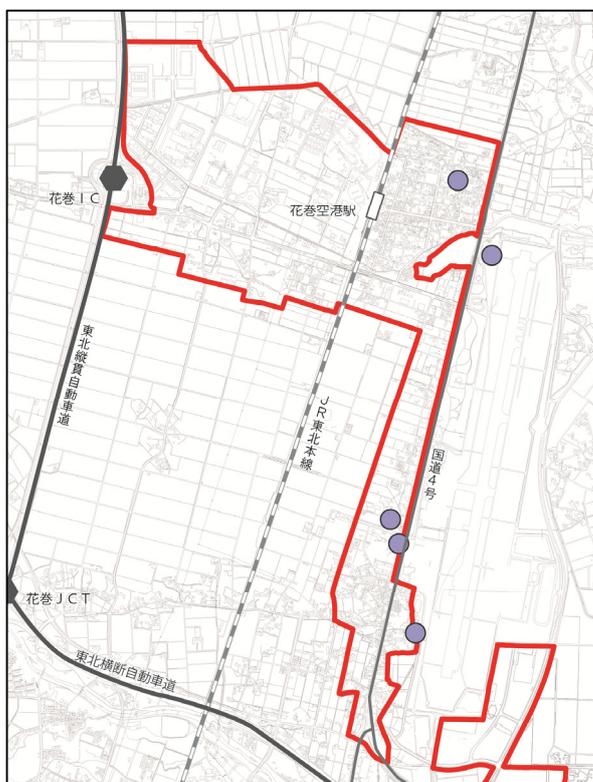
## 《花巻南地区》

県道山の神西宮野目線で分断された東側に公共施設が集積しています。



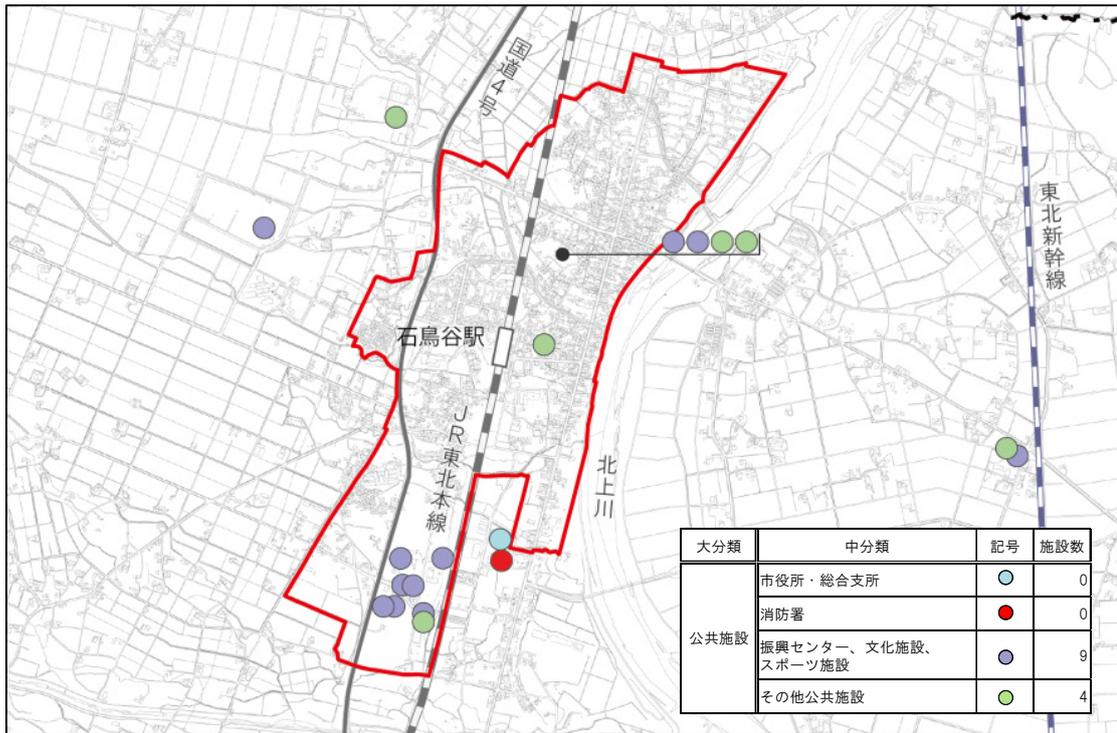
## 《空港拠点》

国道4号沿道に公共施設が集積しています。



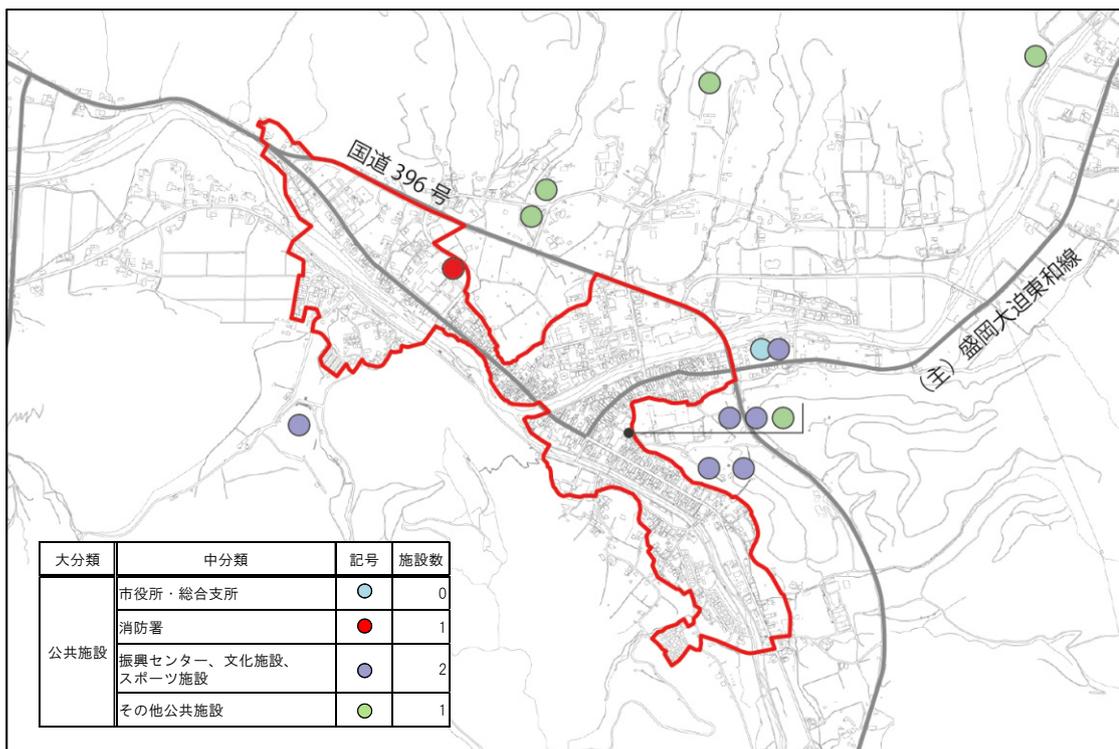
### 《石鳥谷拠点》

石鳥谷駅東側周辺及び地区南側に公共施設が集積しており、地区外ではあるものの「花巻北消防署」が地区外南側に立地しております。



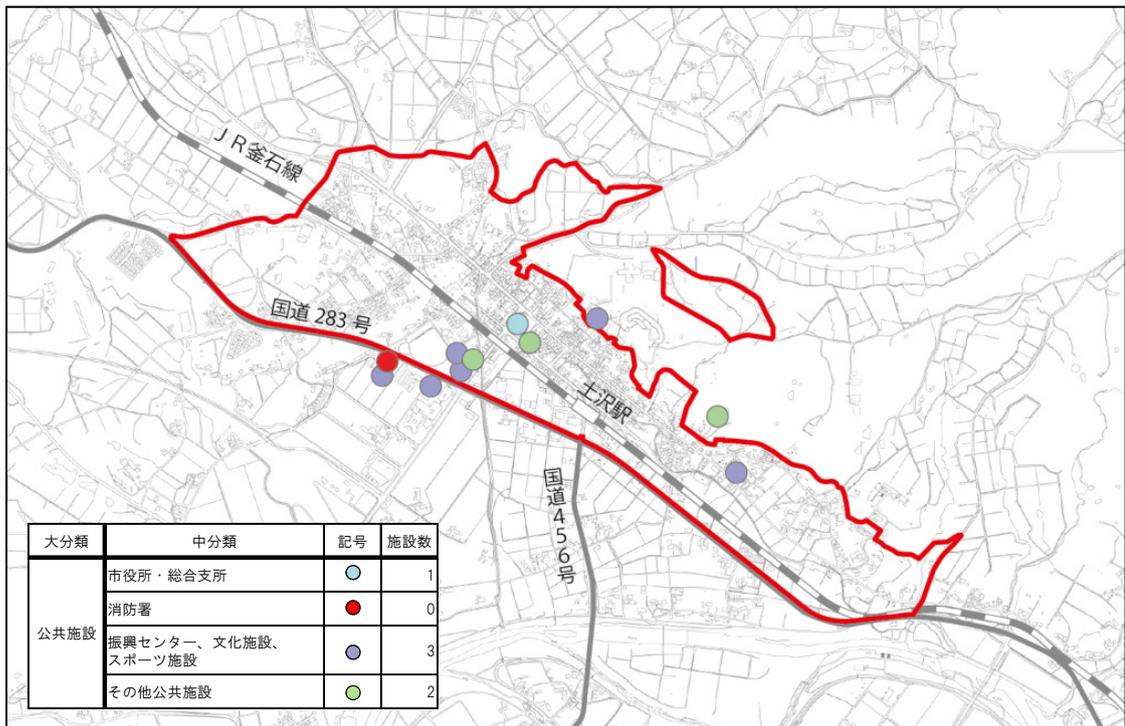
### 《大迫拠点》

地区を分断する（主）盛岡大迫東和線南側に公共施設が立地しているほか、消防署が地区内に1施設立地しています。



## 《東和拠点》

土沢駅周辺に公共施設が集積しており、土沢駅北側に総合支所が立地しています。



## 2. 災害（ハザードマップ）

ハザードマップを基に、用途地域内の避難所や災害危険箇所、浸水想定区域などを地区別に整理します。

### （1）花巻中心地区

#### 《避難所》

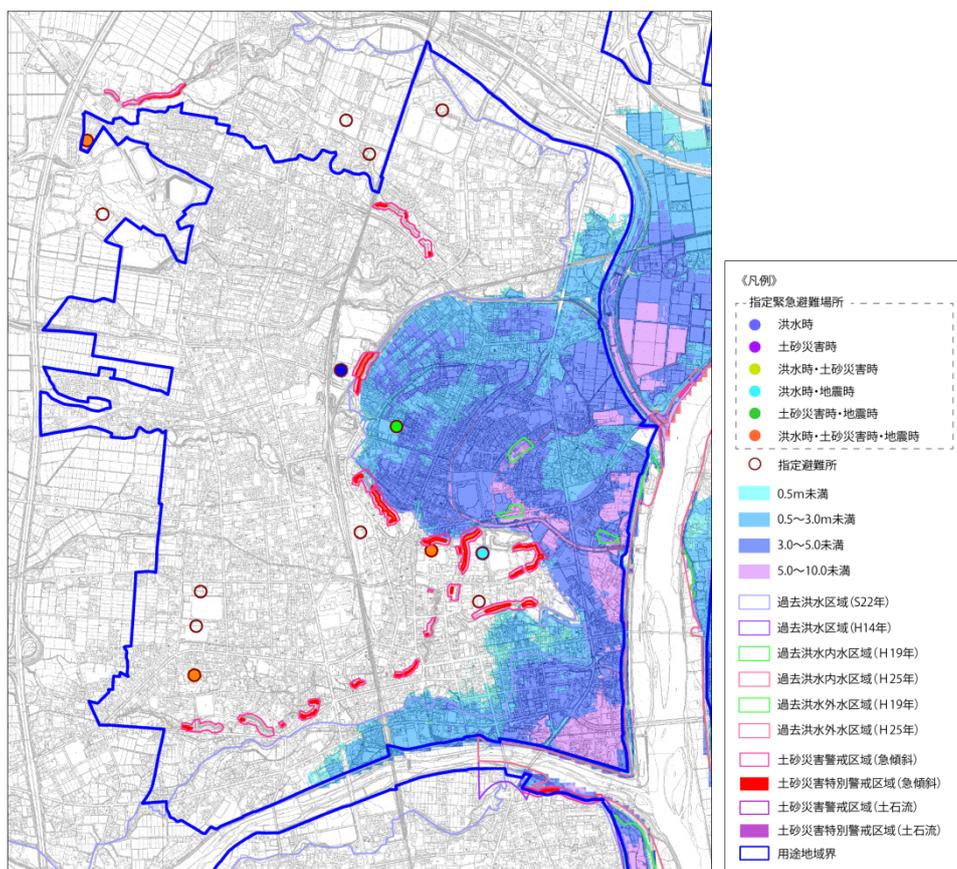
- ・ 指定緊急避難場所が 6 箇所、指定避難所が 11 箇所を指定しています。
- ・ 指定緊急避難場所のうち、小学校が 2 箇所、その他の公共施設が 4 箇所となっています。
- ・ 指定避難所のうち、小中学校が 4 箇所、高等学校が 1 箇所、その他の公共施設が 6 箇所となっています。

表 避難所数 (箇所)

指定緊急避難場所	6
指定避難所	11

#### 《ハザード情報》

- ・ 急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流なし。
- ・ 土砂災害特別警戒区域（土石流）及び土砂災害警戒区域（土石流）なし。
- ・ 土砂災害特別警戒区域(急傾斜)は指定 16 箇所（場所は 25 箇所）、土砂災害警戒区域(急傾斜)は指定 16 箇所（場所は 19 箇所）となっています。



※上記のハザードマップは令和2年3月現在

## (2) 花巻南地区

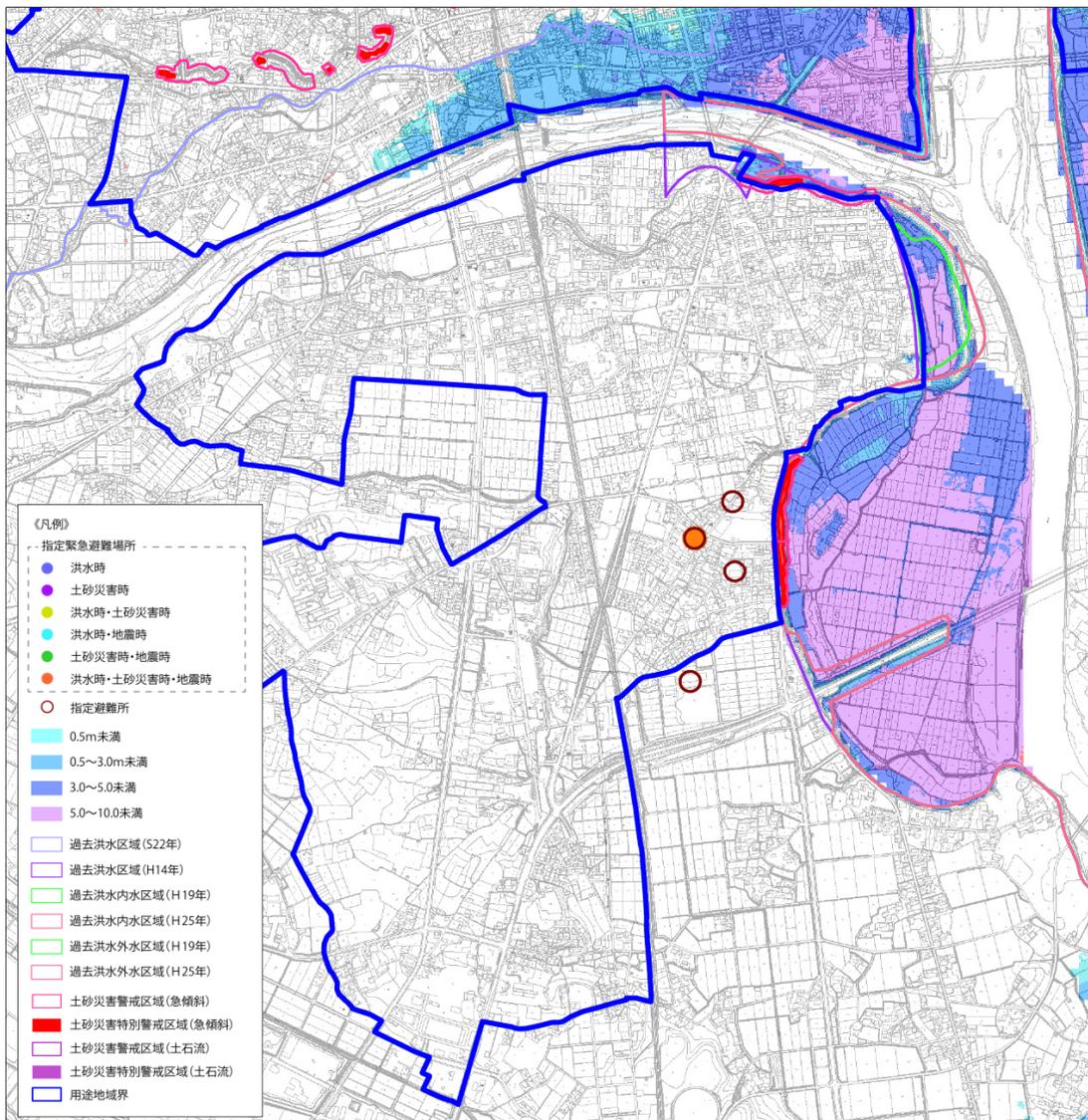
### 《避難所》

- ・指定緊急避難場所が1箇所、指定避難所が3箇所を指定しており、土砂災害特別警戒区域（急傾斜）及び土砂災害警戒区域（急傾斜）周辺に固まっています。

指定緊急避難場所	1
指定避難所	3

### 《ハザード情報》

- ・急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流なし。
- ・土砂災害特別警戒区域（土石流）及び土砂災害警戒区域（土石流）なし。
- ・土砂災害特別警戒区域（急傾斜）なし。土砂災害警戒区域（急傾斜）は、3箇所を指定しています。



※上記のハザードマップは令和2年3月現在

### (3) 空港拠点

#### 《避難所》

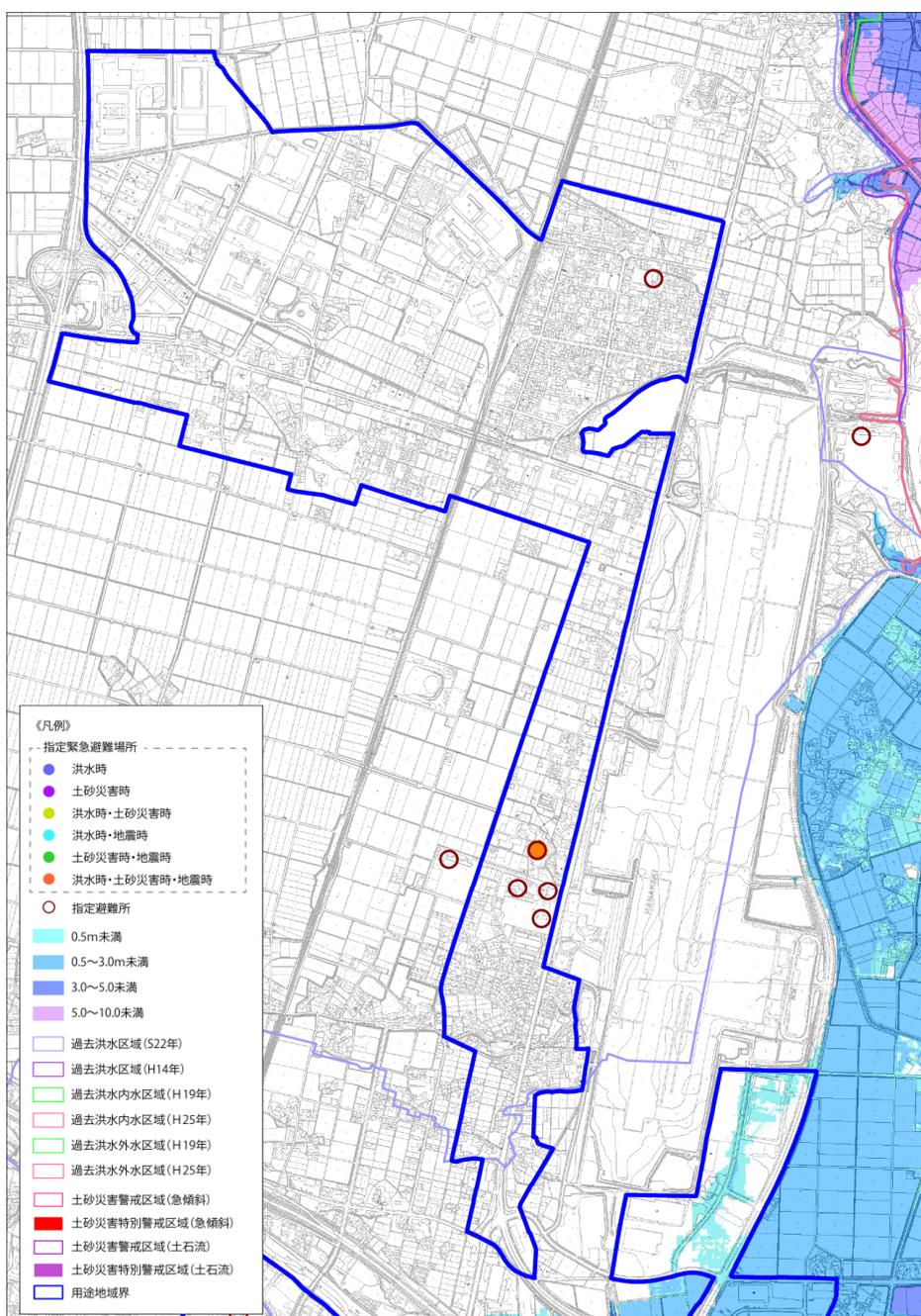
- ・指定緊急避難場所が1箇所、指定避難所が5箇所あります。

表 避難所数 (箇所)

指定緊急避難場所	1
指定避難所	5

#### 《ハザード情報》

- ・急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域なし。



※上記のハザードマップは令和2年3月現在

## (4) 石鳥谷拠点

### 《避難所》

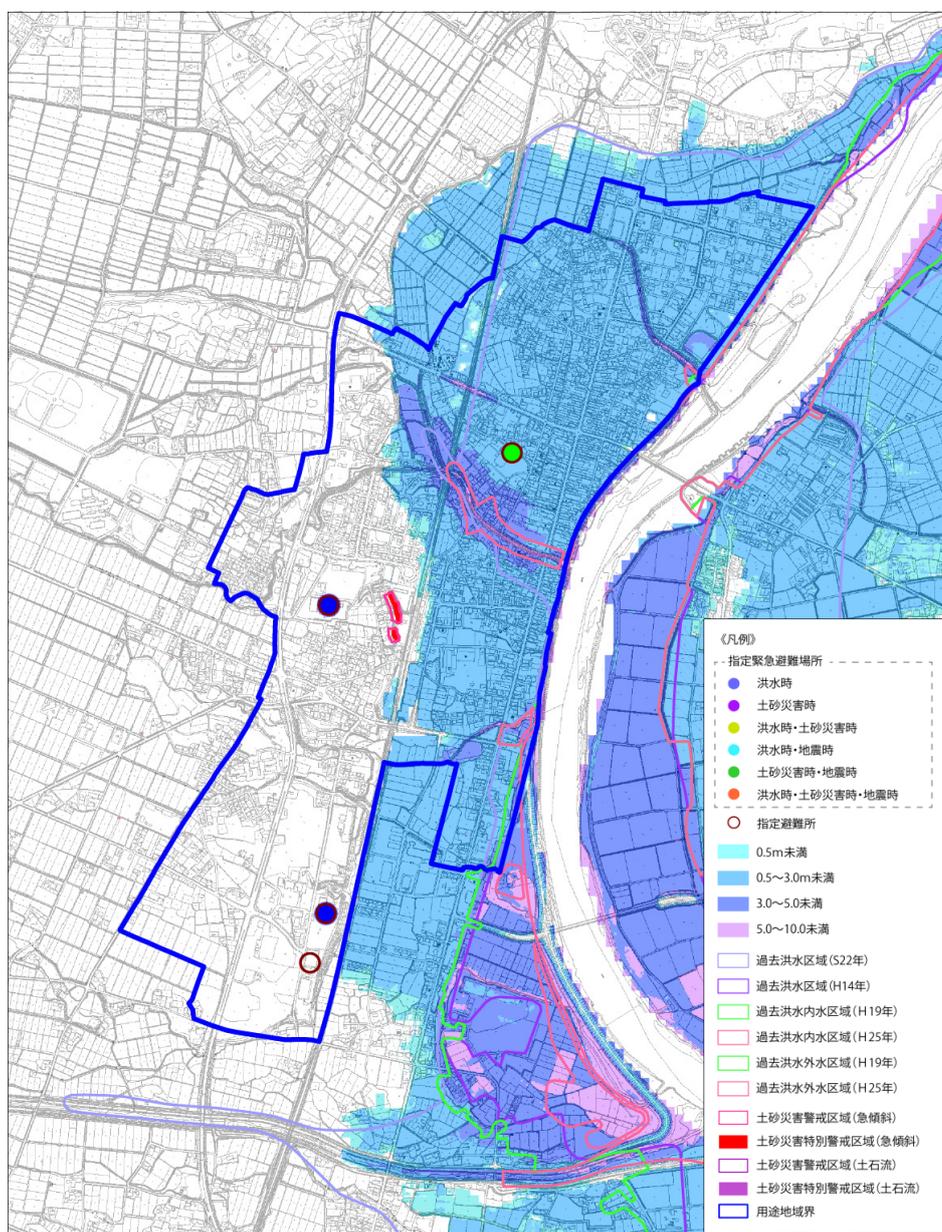
- ・指定緊急避難場所が3箇所、指定避難所が4箇所を指定されています。

表 避難所数 (箇所)

指定緊急避難場所	3
指定避難所	4

### 《ハザード情報》

- ・土砂災害特別警戒区域(急傾斜)は指定1箇所(場所は2箇所)、及び土砂災害警戒区域(急傾斜)が指定1箇所(場所は2箇所)。
- ・北上川及び拠点中央に位置している河川から、浸水想定エリアが広がっています。



※上記のハザードマップは令和2年3月現在

## (5) 大迫拠点

### 《避難所》

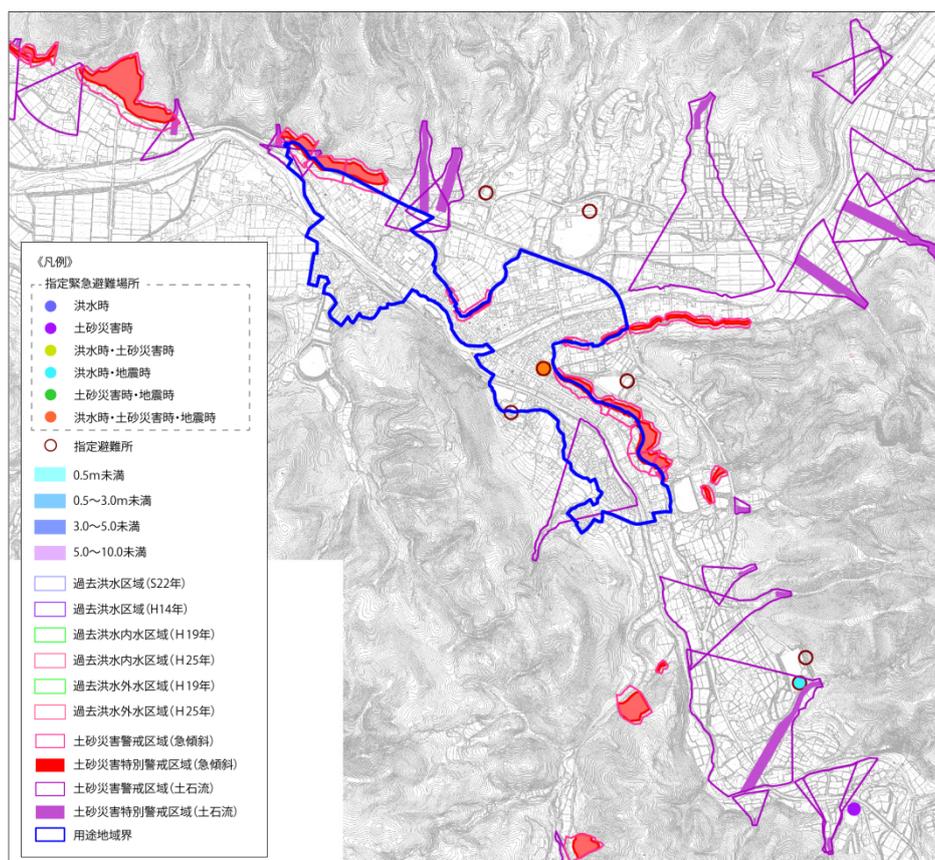
- ・大迫振興センターは、指定緊急避難場所及び指定避難所に指定されています。
- ・拠点外ではあるものの、周辺には指定避難所が4箇所あり、北東側に大迫高等学校、南西側に大迫小学校が指定されています。

表 避難所数 (箇所)

指定緊急避難場所	1
指定避難所	1

### 《ハザード情報》

- ・土砂災害特別警戒区域（土石流）なし、土砂災害警戒区域（土石流）が5箇所。
- ・土砂災害特別警戒区域（急傾斜）が指定6箇所（場所は8箇所）、及び土砂災害警戒区域（急傾斜）が指定10箇所（場所は12箇所）。
- ・過去の洪水区域や浸水想定エリアからも、浸水の危険性なし。
- ・国道396号沿道の土砂災害警戒区域等において、宅地や店舗等の周辺に山林があり、地震やゲリラ豪雨等の災害時に土砂が流れ込む危険があります。



※上記のハザードマップは令和2年3月現在

## (6) 東和拠点

### 《避難所》

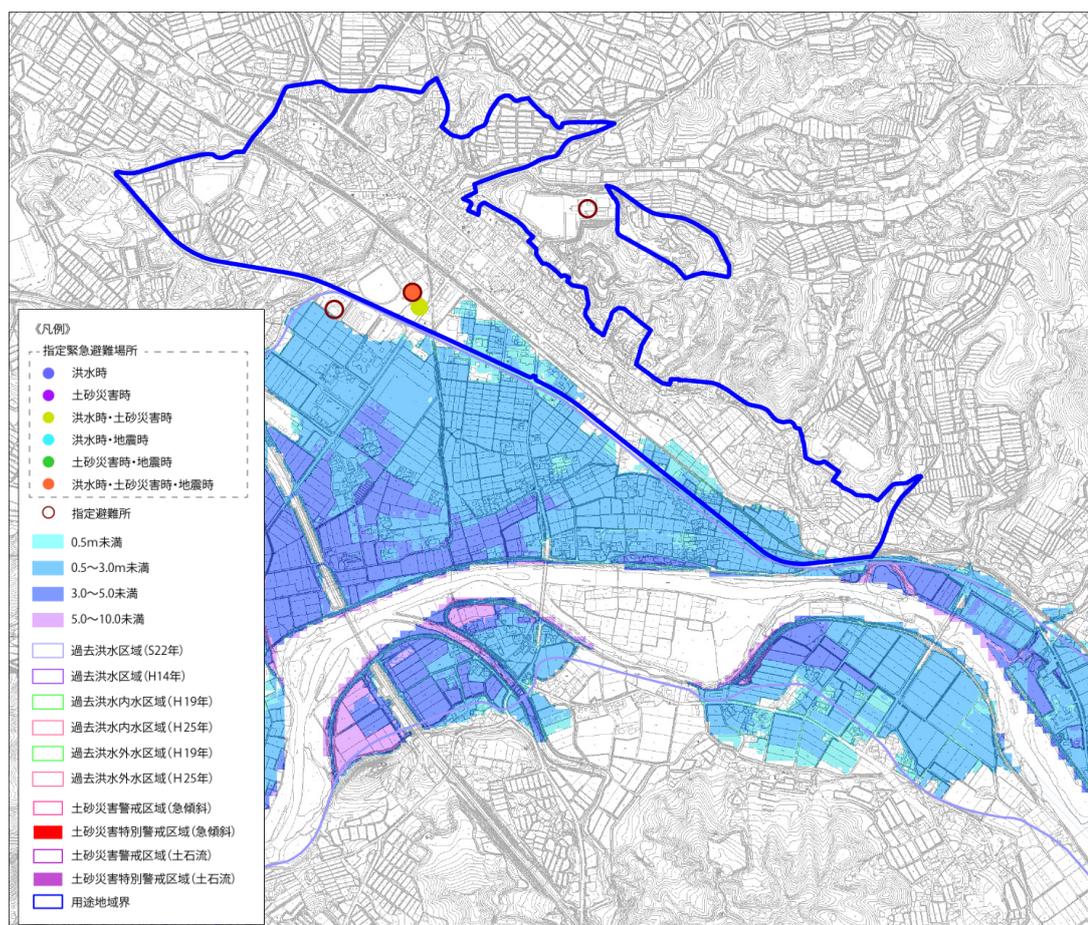
- ・地区の中央南側に位置している東和体育館は指定避難所に、土沢振興センターは指定緊急避難場所に指定されています。
- ・地区外ではあるものの、周辺には指定避難所が2箇所あり、北側に東和中学校、西側に東和農業者トレーニングセンターが指定されています。

表 避難所数 (箇所)

指定緊急避難場所	2
指定避難所	1

### 《ハザード情報》

- ・地区内に土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域なし。
- ・地区南側に猿ヶ石川からの浸水想定エリア（浸水深0.5～3.0m未満程度）が含まれています。



※上記のハザードマップは令和2年3月現在

### 3. 事前届出

都市再生特別措置法第 88 条又は第 108 条の規定に基づき、居住誘導区域外又は都市機能誘導区域外で以下の行為を行う場合、着手する日の 30 日前までに行為の種類や場所について、市長への届出が必要となります。

#### (1) 居住誘導区域外

##### 【届出の対象となる行為】

- 1) 開発行為
  - 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為
  - 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で 1,000 m<sup>2</sup>以上の規模のもの
- 2) 建築等行為
  - 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
  - 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合

##### 【届出書の作成】

###### 《届出書及び添付図書》

###### 1) 届出書

- ◆ 開発行為の場合 ..... 様式 1
- ◆ 建築等行為の場合 ..... 様式 2
- ◆ 上記の 2 つの届出内容を変更する場合 ..... 様式 3

###### 2) 添付図書

- ◆ 開発行為の場合
  - ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 縮尺 1,000 分の 1 以上
  - ② 設計図 縮尺 100 分の 1 以上
  - ③ その他参考となる事項を記載した図書
- ◆ 建築等行為の場合
  - ① 敷地内における住宅等の位置を表示する図面 縮尺 100 分の 1 以上
  - ② 住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上
  - ③ その他参考となる事項を記載した図書
- ◆ 上記の 2 つの届出内容を変更する場合  
上記と同じ

## (2) 都市機能誘導区域外

### 【届出の対象となる行為】

- 1) 開発行為
  - 誘導施設<sup>※</sup>を有する建築物の建築を目的とする開発行為
- 2) 建築等行為
  - 誘導施設を有する建築物を新築する場合
  - 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

#### 《※誘導施設》

- 特定機能病院
    - ・医療法第4条の2に定める特定機能病院
  - 地域医療支援病院
    - ・医療法第4条に定める地域における医療の確保のために必要な支援に関する要件に該当し、都道府県知事の承認を得た病院
    - ・救急医療や「かかりつけ医」から紹介された特殊な治療が必要な患者の診断・治療を行い、「かかりつけ医」での診療を継続できるように対応する病院
  - 保育所（70名以上）
    - ・児童福祉法第39条に定める保育所
  - 福祉関連法に定める施設（利用者定員数40人以上）
    - ・児童福祉法、社会福祉法、老人福祉法に規定されている施設
  - 図書館
    - ・図書館法第2条第1項に定める図書館
  - 大学及び専修学校その他関連施設
    - ・学校教育法第83条、第115条又は第124条に定める学校
  - 大規模小売店舗（1,000㎡以上）
    - ・大規模小売店舗立地法（大店立地法）の届出が必要となる店舗面積（小売業を行うために用いられる床面積）の合計が1,000平方メートルを超える大型店
  - 劇場、映画館、演芸場及び観覧場
    - ・建築基準法別2（へ）項第3号に定めるもの
- ※「劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの」を含む。

## 【届出書の作成】

### 《届出書及び添付図書》

#### 1) 届出書

- ◆開発行為の場合 ..... 様式4
- ◆建築等行為の場合 ..... 様式5
- ◆上記の2つの届出内容を変更する場合 ..... 様式6

#### 2) 添付図書

- ◆開発行為の場合
  - ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 縮尺 1,000 分の 1 以上
  - ② 設計図 縮尺 100 分の 1 以上
  - ③ その他参考となる事項を記載した図書
- ◆建築等行為の場合
  - ① 敷地内における建築物の位置を表示する図面 縮尺 100 分の 1 以上
  - ② 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 50 分の 1 以上
  - ③ その他参考となる事項を記載した図書
- ◆上記の2つの届出内容を変更する場合  
上記と同じ

## 4. 勧告など

届出内容等が当該区域外への影響が生じる可能性がある場合において、必要があるときは、市が届出者に対して開発規模の縮小や誘導区域内への施設立地等について勧告することがあります。また、その場合において、誘導区域内の土地の取得等についてあっせん等を行うことがあります。

## 5. 届出を怠った場合など

届出を怠った場合や虚偽の届出を行った場合には、罰則が設けられています。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 花巻市長

届出者 住 所

氏 名 印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。



行為の変更届出書

年 月 日

(宛先) 花巻市長

届出者 住 所

氏 名 印

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 花巻市長

届出者 住 所

氏 名 印

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為
---

について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 花巻市長

届出者 住所

氏 名 印

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

行為の変更届出書

年 月 日

(宛先) 花巻市長

届出者 住 所

氏 名 印

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。